（公印省略）

高齢福第３２４５号
令和２年３月２４日

介護保険サービス事業所
特別養護老人ホーム
養護老人ホーム
軽費老人ホーム
管理者　殿

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

生活相談員の資格要件について（通知）

平素から、本県の高齢者福祉行政推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県所管の通所介護事業所、（介護予防）短期入所生活介護事業所、（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（以下、「事業所」という。）における生活相談員の資格要件については、「指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する審査基準（平成 25 年３月 15 日）」で規定しているところですが、今般、別添のとおり、当該資格要件に介護福祉士を追加する改正を行い、令和２年４月１日より施行することとしましたので、お知らせします。

なお、事業所において生活相談員として従事する介護福祉士については、実務経験３年以上の者であることが望ましいので、今後配置に当たってご留意いただきますようお願いいたします。